

實用自動車他ニ社争議

(昭和三年)

課働男

定

70

2.11.10
1.184

大月分付

東京空用(2)より「多和製」以来将(一)至(二)件、

東京空用(2)より「多和製」以来将(一)至(二)件、
山形地方を管轄する多和製(1)は、
直に佐賀新橋より管轄し、同管轄山形國界を越え、
三宅谷川に於て、
橋川(1)車ニ乗車せし、
好印(1)橋川八街町日や農氏、
初支那(1)付(1)同(1)一(1)白(1)下(1)より、
右(1)内(1)田(1)要(1)務(1)方(1)案(1)審(1)官(1)の(1)決(1)定(1)に(1)依(1)り、
宿(1)の(1)同(1)夜(1)内(1)田(1)方(1)の(1)多(1)和(1)製(1)協(1)会(1)の(1)開(1)き(1)に(1)依(1)り、
ノ(1)部(1)の(1)備(1)置(1)し、
初期ノ目的ノ實現ノ爲メ、

財團 協 會